

木工体験活動支援事業 実施要領

制定 平成 30 年 3 月 30 日付 29 信木利第 104 号林務部長通知
一部改正 平成 31 年 4 月 4 日付 31 信木利第 3 号林務部長通知

(趣旨)

第1 この要領は、木工体験活動支援事業(以下「事業」という。)の実施について、補助金等交付規則(昭和 34 年 3 月 23 日付け長野県規則第9号。以下「規則」という。)及び木材関係事業補助金交付要綱(平成 3 年 7 月 10 日付け3林業第 163 号。以下「要綱」という。)に定めのあるものほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 子ども(概ね 18 歳以下の者)が長野県内で生産された木材を使って行う木工体験活動やそれに付随する活動を支援することにより、木の良さを認識してもらうとともに、木材利用が森林整備に繋がるということの理解を深めてもらい、将来における県産材利用の意識の醸成と地消地産による森林資源の循環利用を図る。

(補助対象活動)

第3 補助対象となる活動は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

(1) 県域活動

(中 略)

(2) 地域活動

ア 事業主体

(ア) 市町村

(イ)学校教育法(昭和 22 年法律第二十六号)第1条の規定による学校(県立の学校を除く。)

(ウ)一部事務組合、財産区、地方開発事業団

(エ)公共的団体

(オ)林業者等(森林所有者、森林組合、素材生産業、製材業、木材加工業その他森林、林業及び木材産業に関連する事業者)が組織する団体

(カ)特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第2条第2項の規定による特定非営利活動法人

(キ)前各号に掲げる者以外の者であって、別に定める「みんなで支える森林づくり地域会議」から推薦された者

イ 事業内容

主な参加者が子どもとなる県産材を利用した木工体験活動と、それに付随する森林や木材に関する学習、森林整備体験

市民活動団体　あいさ　規約（会則）

令和2年4月5日 制定

（名称）

第1条 本会の名称を「市民活動団体　あいさ」と称す。

（所在地）

第2条 本会は、長野県伊那市高遠町山室 26 に置く。

（目的）

第3条 本会は地元（ヒト）と移住者（ヒト）をつなぎ、地域と共に伊那市の山村を保全・活用して、未来に残すことを目指します。そしてこれから「山村での心地よい暮らし方」と共に考え・実践する学びの場を育てます。

（会員）

第4条 本会は、会の趣旨に賛同し参加する個人、団体をもって会員とする。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 2名
- (5) 監査 1名

（役員の職務）

第6条 役員の職務は次の通りである。

- (1) 会長は本会の代表として、本会の活動全般を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、会長の職務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計事務を担う。
- (4) 理事は本会の運営に携わる。
- (5) 監事は本会の会計を監査する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は1年とするが、再任は妨げない。

役員は理事会で選任し総会で承認をうける。

（運営）

第8条 総会は年1回開催し役員改選、年間事業計画及び報告、会計決算について審議する。

理事役員会は必要に応じ会長の招集により開催する。初年度は理事役員より会費を集金し運営費にする。

（事業計画）

第9条 本会は事業計画に基づき活動する。

（変更）

第10条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の承認があれば変更出来る。

附則

- 1 この規則は、令和2年4月5日から適用する。

市民活動団体　あいさ

2020年度 役員名簿

・会長	もり 盛 尚貴	伊那市高遠町山室 川辺組
・副会長	いまぜき 今関 彩音	伊那市高遠町東高遠 鍛冶村
・会計	すがぬま 菅沼 あゆみ	伊那市高遠町山室 川辺組
・理事	たむら 田村 彩	伊那市高遠町山室 那木沢組
・理事	いそべ 磯部 幸子	伊那市高遠町山室 久保組
・監査	にいつ 新津 未央	伊那市高遠町山室 川辺組